

「労働力調査」への協力を

相談内容

自宅に労働力調査の調査員と名乗る人が来て、調査への協力をお願いされた。都合が悪かったので、一度断ったところ、再度お願いされたが、協力しなければならないのか。

対応

相談を受けた行政相談委員は、労働力調査は統計法に基づき実施されている基幹統計調査で、協力を求められた場合には協力する義務がある旨回答しました。

山口行政監視行政相談センターから

統計法は、国の行政機関、地方公共団体などが作成・提供する統計（公的統計）について基本的な事項を定め、その体系的かつ効率的な整備や有用性を確保し、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的に定められています。

同法では、国勢統計、国民経済計算（我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的にまとめた統計）その他国の行政機関が作成または作成すべき統計であって、総務大臣が指定した特に重要な統計を「基幹統計」と位置付けています。今回ご相談のあった労働力調査は、基幹統計「労働力統計」を作成する目的の統計調査です。

この調査は、我が国の就業・不就業の実態を明らかにするため、一定の統計上の抽出方法に基づき選定した全国約4万世帯の方を対象に、毎月実施されており、統計法では、調査対象に選定された方などに報告義務がある旨規定しています。

調査方法は、葉書などで対象者に通知がされた後、調査員（都道府県知事が任命した地方公務員）が各世帯を訪問し、調査票を配布、回収するなどにより行われています。なお、調査員には、守秘義務が課されています。

調査結果は、統計データに集計・加工され、就業者数、完全失業率などとして、インターネット、報告書などの方法で公表されています。また、政府の景気判断や雇用対策・地方公共団体の雇用推進計画策定のほか、民間企業や学術研究機関などにも活用されており、様々な行政施策、商品・サービス、研究成果などとなって国民に還元されています。

国民の皆さんの協力なしには正確な統計調査はできませんので、調査員から調査への協力をお願いされた場合には、調査の趣旨をご理解いただき、ぜひご協力をお願いします。

詳細は、総務省統計局統計調査部労働力人口統計室企画指導第一係（電話03・5273・1161）にお問い合わせください。

（令和6年9月25日 山口新聞に掲載）